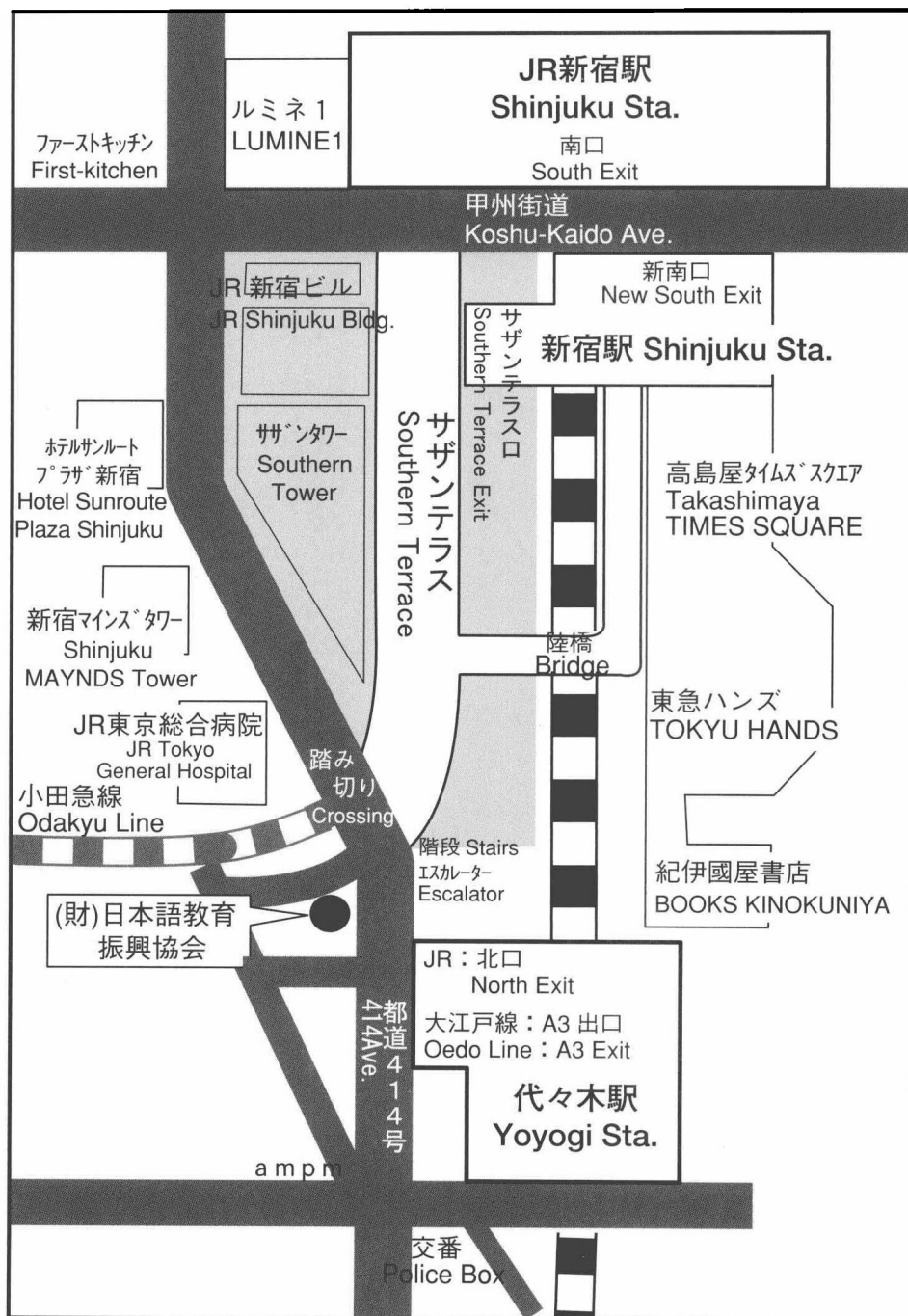


日本語教育機関要覧

2009

財団法人 日本語教育振興協会

(財) 日本語教育振興協会 事務所案内図／MAP



◆最寄り駅／TRANSPORTATION

《 J R 》代々木駅北口下車徒歩 2 分

2minutes walk from Yoyogi Station(North Exit)

新宿駅サザンテラス口下車徒歩 5 分

5minutes walk from Shinjuku Station(Southern Terrace Exit)

《地下鉄》大江戸線代々木駅 A3 出口下車徒歩 2 分

2minutes walk from Yoyogi Station, Subway Oedo Line (A3 Exit)

2009日本語教育機関要覧（2008年度版）

発行者：財団法人日本語教育振興協会

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 2 階

TEL：03-5304-7815 FAX：03-5304-7813

ホームページアドレス：<http://www.nisshinkyo.org/>

※この要覧に記載された内容及び各日本語教育機関の概要を無断で転載することを禁じます。
転載を希望する場合は、あらかじめ当協会の許諾を得てください。

目 次

はじめに	(財)日本語教育振興協会会長	水 谷 修	(3)
ごあいさつ	文部科学省高等教育局局長	徳 永 保	(5)
	法務省入国管理局局長	西 川 克 行	(7)
	外務省広報文化交流部部長	門 司 健次郎	(9)
I. 導入編			1
(1)	日本語教育振興協会について		3
(2)	本書の利用にあたって		4
(3)	日本語教育機関の運営に関する基準について		6
II. 参考資料編			13
(1)	日本の教育制度の概要		15
(2)	大学入学資格及び大学入学試験		19
(3)	日本語教育機関の入学手続と日本への入国・在留手続		22
(4)	日本での生活		26
	関係機関一覧		29
III. 日本語教育機関概要編			31
	日本語教育機関紹介（地域別）		
	○ 北海道・東北地区		33
	○ 関東・甲信越地区		51
	○ 東京地区		119
	○ 東海・北陸地区		255
	○ 近畿地区		287
	○ 中国・四国・九州・沖縄地区		359
	その他の認定日本語教育機関一覧		412
IV. 索 引			413

I

導 入 編

(1) 日本語教育振興協会について

日本語教育振興協会は、1989年5月に日本語教育機関関係者の有志や日本語教育の専門家の方々の御尽力により設立されました。

当時の日本語教育界は、「留学生受入れ10万人計画」や入国手続の簡素化を契機に就学生が急増し、それに伴い日本語教育機関もどんどん増加している状況にありました。これらの教育機関の中には、明確な教育目標を持ち、質の高い教育が行われている機関もありましたが、教育条件や施設が著しく劣悪であるとか、その運営に問題があるなどにより、学生に迷惑をかけるような教育機関も出てくるようになり、社会問題ともなっていました。このような問題ある機関を排除し、日本語教育機関の質の向上を図り、真に日本語を学習しようとする方々が安心して質の高い日本語教育を受けられるようにするため、1988年12月、文部省の調査研究協力者会議が法務省や外務省の協力を得て、専修学校教育及び各種学校教育の基準に準じた内容を持つ「日本語教育施設の運営に関する基準」を取りまとめました。

当協会は、この「基準」に適合する日本語教育機関の認定を行い、併せて教職員の研修や調査研究を行うことにより日本語教育機関の質的向上を図ることを目的とする団体として設立されたもので、1990年2月に文部大臣及び法務大臣から財団法人として許可され、その後外務大臣からも許可を受けています。

当協会が行う日本語教育機関の審査事業は、1990年3月に文部大臣から認定（その後2001年3月に法務大臣に移管）されたもので、その審査基準は前述の「日本語教育施設の運営に関する基準」を用いています。審査に当たっては、日本語教育の専門家、関係省庁の担当者、その他学識経験者の方々により構成された審査委員会を組織し、厳正な審査を行い、教育条件が良好であり日本語教育を行うことが適当なものとして認定することとしております。当協会が認定した日本語教育機関は、2008年12月末現在で395機関あります。また、この審査・認定は、3年ごとに更新することとしており、日本語教育機関の質的水準の維持向上を図っています。

日本において専ら日本語の教育を行う機関は、当協会の認定を受けていることが就学生・留学生を受け入れる前提となっています。

前述の「基準」は、1993年7月に日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議の意見に即して改訂されました。具体的には、施設運営の適切性、継続性及び社会的信用性を確保することから、新たに日本語教育機関を設置しようとする者に対し、より厳密な経済的基礎を備えることが義務付けられたほか、教育課程の編成の中心となる「主任教員」の配置が明記されました。

当協会では、日本語教育機関の審査・認定事業をはじめとして、機関の概要を掲載した本要覧の作成・配布、学生の円滑な受入れを促進するための海外の主要な留学生関係機関・日本語教育機関との協議及び日本留学フェアの実施、インターネットによる就学情報の提供、日本語教育教材等の研究・開発研究協力校の指定、教員研究協議会、日本語教育セミナー等の開催及び学生等に対する入国在留に関する指導助言・生活指導の充実等、日本語教育機関の質的向上に資するさまざまな事業を推進しています。

また、当協会の維持会員協議会は、2003年6月、東京において全国合同の会合を開催し、「日本語教育機関による就学生・留学生の受入れに関するガイドライン」を制定しました。このガイドラインは、日本語教育機関に対する正しい理解を促進して、国内外の社会的信頼を高めることに寄与することを願って定められた、日本語教育機関の自主的な倫理規範であり、行動指針でもあります。（ガイドラインは、当協会ホームページを参照ください。<http://www.nisshinkyo.org/>）

当協会は、文部科学省、法務省及び外務省の監督や指導を受けながら、日本語教育機関の水準の維持向上を図るため、中核的役割を果たすことが期待されています。

関係者の皆様方のあたたかい御支援を、今後とも引き続きお願いする次第です。

(2) 本書の利用にあたって

1. 本書の編集方針

当協会は、平成元年以来、我が国における日本語教育機関について、真に日本語の学習を希望する外国人が安心して日本語を学習できる環境・条件を備えているかどうか厳正な審査を行ってきました。本書では、この審査により 2008 年 12 月末現在、基準に適合すると認定された日本語教育機関を紹介（一部の機関については、名称、所在地及び電話番号のみを掲載）しています。

なお、当協会の審査は、文部省の日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「日本語教育施設の運営に関する基準」に基づき、文部科学省、法務省及び外務省の協力の下に行っています。

また、本年は、日本語版及び韓国語版に分冊して編集しています。

2. 参考資料編について

日本の教育制度の概要、日本の大学へ入学する場合の入学資格及び入学試験、日本語教育機関への入学手続及び日本への入国・在留手続等についての注意事項等を概説しています。日本語教育機関への入学を希望する場合は、事前によく理解しておいてください。

3. 日本語教育機関概要編について

1) 日本語教育機関の概要を次のように紹介しています。

- ① 日本語教育機関の所在地により、全国を 6 つのブロックに分け、各ブロックごとに北から順番に配列しています。
- ② 各機関の紹介は、それぞれの機関から提出された資料により編集しています。なお、個別の内容についての詳細は、各機関にお問い合わせください。
- ③ 記載事項に関する留意点

i) 設置者の種別：

日本語教育機関を設置する主体は何であるかを示したもので、学校法人、民法法人、株式会社や有限会社などの法人企業、個人等があります。

ii) 日本語教育機関の学校教育法上の位置付け：

ここで表記される学校の位置付けは、学校教育法上の専修学校、各種学校のいずれかであることを示すとともに、学校教育法上の位置付けのないものについては、「その他」と記載しています。

○「専修学校」とは、修業年限 1 年以上、年間授業時間 800 時間以上、常時 40 人以上の生徒を有する学校

- － 専門課程（高等学校、高等専修学校（3 年制）卒業以上が入学資格）
- － 高等課程（中学校卒業以上）
- － 一般課程（入学資格限定なし）の区分があります。

○「各種学校」とは、修業年限 1 年以上、年間授業時間 680 時間以上、入学資格の限定のない学校です。

iii) 認定期間：

当初の認定開始日から現在の認定期間満了日までを記載しています。

なお、日本語教育機関としての認定期間は、3 年間を単位とし、再審査を受けて更新されます。

iv) 教員数、認定コースの在籍学生数及び就学生・留学生の主な出身国・地域：

2008 年 7 月 1 日現在の状況を記載しています。

2007 年度卒業生数は、2007 年 4 月から 2008 年 3 月までの 1 年間に卒業した者の数を記載しています。

v) 認定コース：

当協会が認定した日本語学習のコースを示しています。

「認定コース以外のコース」の欄には、当協会の認定対象外である短期ビザ等の者を対象としているコースの名称を記載しています。これらのコースに関する詳細については各機関に照会してください。

vi) 生徒納付金：

「授業料」・「その他」は、就学期間を通算した総額を示しており、「その他」は、教材費等の授業料以外に必要な経費を示しています。

vii) 学生宿舎：

学生宿舎の有無を示しています。また、学生宿舎がある場合は、月額を経費を示しています。

viii) 2007 年度日本語能力試験受験状況：

(財) 日本国際教育支援協会が実施した 2007 年度の受験者数及び認定者数を示しています。

ix) 2007 年度日本留学試験受験状況：

独立行政法人日本学生支援機構が実施した 2007 年度の受験者数、及び日本語については 219 点以上 (400 点満点)、その他の科目については受験科目が 100 点以上 (200 点満点) の得点者数を示しています。

x) 2007 年度進学者数：

2007 年度の大学、専修学校等への進学者について、進学先別の人数と、その主な学校名を記載しています。

- 2) 2008 年 12 月末までの当協会が認定した日本語教育機関で、「日本語教育機関紹介」に掲載されていないものについては、それぞれの日本語教育機関の名称、所在地及び電話番号を「その他の日本語教育機関一覧」として掲載しています。

4. 索引について

本誌に掲載している日本語教育機関の索引を掲載しています。

なお、日本語教育機関名に付されている冠称 (学校法人、専門学校等) は、次のように略記し、配列順では読みません。

学校法人… (学)、専門学校・専修学校… (専)、財団法人… (財)

(3) 日本語教育機関の運営に関する基準について

日本語教育機関の審査・認定は、1988年12月に文部省の日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議がとりまとめた「日本語教育施設の運営に関する基準」を日本語教育振興協会の審査基準として位置付け実施されてきました。この「基準」は、その後、日本語教育機関のより一層適正な運営を確保するため、文部省の日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議報告「日本語教育推進施策について－日本語の国際化に向けて－」（1993年7月報告）において、設置者及び主任教員の資格要件などを中心に改訂が加えられました。

日本語教育振興協会では、改訂された「基準」を審査基準として、1994年8月以降の申請から適用しています。

その基準は、以下のとおりです。

日本語教育機関の運営に関する基準

(趣旨)

- 1 この基準は、日本語の学習を主な目的として来日し滞在する外国人を対象に日本語教育を行う教育機関（以下「日本語教育機関」という。）がその目的を達成するために備える必要があると考えられる要件を明らかにし、もって我が国における日本語教育機関の質的水準の向上に資することを目的とする。

(自己評価等)

- 1の2 日本語教育機関は、その教育水準の向上を図り、当該日本語教育機関の目的及び社会的使命を達成するため、当該日本語教育機関における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- ② 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。
- ③ 日本語教育機関は、第1項の点検及び評価の結果について、当該日本語教育機関の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

(情報の積極的な提供)

- 1の3 日本語教育機関は、当該日本語教育機関における教育活動等の状況について、広く周知を図ることができする方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(修業期間)

- 2 日本語教育機関の修業期間は、1年以上とする。ただし、必要に応じ、6か月以上とするものとする。

(学年の始期及び終期)

- 3 日本語教育機関の学年の始期及び終期は、各日本語教育機関においてその規則で定めるものとする。ただし、学年の始期は原則として2度までとするものとする。

(授業時数)

- 4 日本語教育機関の授業時数は、1年間にわたり760時間以上で、かつ、1週間当たり20時間以上とする

ものとする。

(生徒数)

5 日本語教育機関の収容定員は、教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して、当該日本語教育機関の規則で定めるものとする。

(同時に授業を行う生徒数)

6 日本語教育機関において、日本語の一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、20 人以下とするものとする。

(授業科目)

7 日本語教育機関においては、日本語学習の目的に応じて日本語教育を施すにふさわしい授業科目を開設するものとする。

(入学者選抜)

7 の 2 日本語教育機関は、入学者の選考に関し、学習能力、勉学意欲、経費支弁能力等について適切な方法により確認するものとする。

(在籍管理)

7 の 3 日本語教育機関は、生徒の勉学、生活、資格外活動等について適切な在籍管理に努めるものとする。

(教員数)

8 日本語教育機関には、校長、主任教員及び次の表に定める数の教員（主任教員を含む。）を置くものとする。

生徒定員の区分	教員数
生徒数 60 人まで	3
生徒数 61 人以上	$3 + \frac{\text{生徒定員} - 60}{20}$

② 前項で必要とされる教員の数の 2 分の 1 以上は、専任の教員（常勤の校長が教員を兼ねる場合は、当該校長を含む。）であることが望ましいが、当分の間 3 分の 1 以上とするものとする。ただし、専任教員は最低 2 人以上とするものとする。

③ 校長が 10 に規定する主任教員の資格を有する場合、校長は主任教員を兼ねることができるものとする。

(校長の資格)

9 日本語教育機関の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に原則として 5 年間以上従事した者であるものとする。

(主任教員の資格)

10 主任教員は、日本語教育に関する教育課程の編成など教育的知識・能力を備えた者とし、常勤の日本語教員又は日本語研究者として3年以上の経験を有する者であるものとする。

② 主任教員は、専任教員のうちから選任するものとする。

(教員の資格)

11 日本語教育機関の教員は次の各号の一に該当するものとする。

- 一 大学(短期大学を除く。)において日本語教育に関する主専攻(日本語教育科目45単位以上)を修了し、卒業した者
- 二 大学(短期大学を除く。)において日本語教育に関する科目を26単位以上修得し、卒業した者
- 三 日本語教育能力検定試験に合格した者
- 四 次のいずれかに該当する者で日本語教育に関し、専門的な知識、能力等を有するもの
 - (1) 学士の学位を有する者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した後、2年以上学校、専修学校、各種学校等(以下「学校等」という。)において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事した者
 - (3) 専修学校の専門課程を修了した後、学校等において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該教育に従事した期間とを通算して4年以上となる者
 - (4) 高等学校において教諭の経験のある者
- 五 その他これらの者と同等以上の能力があると認められる者

(校長・教員の欠格事由)

12 日本語教育機関の校長又は教員となる者は、次の各号に該当する者ではないものとする。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 禁固以上の刑に処せられた者
- 三 教員免許状取上げの処分を受け、2年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 五 外国人の入国又は在留に関する不正行為を行い、3年を経過しない者

(位置及び環境)

13 日本語教育機関の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであるものとする。

(校地)

14 日本語教育機関には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする。

(校舎)

15 日本語教育機関には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする。

(校舎の面積等)

16 日本語教育機関の校舎の面積は、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3㎡以上とするものとする。ただし、115㎡を下回らないものとする。

② 日本語教育機関の校舎には、教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な附帯施設を備えるものとする。

③ 日本語教育機関の教室は、同時に授業を行う生徒数に応じ、必要な面積を備えるものとする。

(設備)

17 日本語教育機関は、生徒数などに応じ、必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他の設備を備えるものとする。

(設置者)

18 日本語教育機関を設置する者は、国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者とする。

一 日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

二 設置者（法人の場合は、当該日本語教育機関の経営を担当する役員とする。）が日本語教育機関を営むために必要な知識又は経験を有すること。

三 設置者（法人の場合は、当該日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。）が社会的信望を有すること。

② 次の各号に該当する者（法人の場合は、当該日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。）は、設置申請できないものとする。

一 申請時において、過去3年以内に日本語教育施設の審査事業の認定に関する規程（平成元年10月3日文部省告示第139号）第1条第1項並びに日本語教育機関の設備及び編成についての審査・証明事業の認定に関する規程（平成13年3月30日法務省告示第169号）第1条の規定に基づき認定を受けた審査等事業を実施する公益法人（以下「認定法人」という。）から日本語教育機関の認定の取消しを受けた者又は廃校をした者

二 12に規定する校長・教員の欠格事由の各号に該当する者

(経営の区分)

19 日本語教育機関の経営は、その設置者が認定法人の認めた日本語教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区分して行われるものとする。

(生活指導)

20 日本語教育機関には、生活指導担当者を置くものとする。

② 生活指導担当者は、生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有するとともに、12に規定する校長・教員の欠格事由の各号に該当しない者であるものとする。

(健康管理)

21 日本語教育機関は、生徒の入学後できるだけ早期にその健康診断を行うものとし、1年経過後、再度健康診断を行うよう努めるものとする。

(名称)

22 日本語教育機関の名称は、日本語教育機関として適当なものであるものとする。

(規則)

23 日本語教育機関は、その規則を定め、少なくとも次の事項を記載するものとする。

- 一 修業期間、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
- 二 教育課程、学習の評価及び授業日時数に関する事項
- 三 収容定員及び教職員組織に関する事項
- 四 入学資格に関する事項
- 五 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項
- 六 寄宿舎に関する事項
- 七 その他必要な事項

(附則)

14 (校地)、15 (校舎) の規定の適用については、新規申請の日本語教育機関に限るものとし、従前の基準により認定を受けた日本語教育機関の更新申請又は変更申請についてはなお従前の例によるものとする。

(従前の例)

(校地)

日本語教育機関には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えることが望ましい。

(校舎)

日本語教育機関には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする。ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され教育機関として安定的に確保されているものとする。

(附則)

本基準は、平成 15 年 9 月 1 日から施行し、平成 15 年 11 月 1 日以降の申請に係る審査から適用するものとする。

(附則)

本基準は、平成 19 年 8 月 2 日から施行する。

〔留意事項〕

なお、この日本語教育施設の基準に示したもののほか、日本語学校の質的水準の向上の観点から、本協力者会議が留意すべきであると考えた点は次のとおりである。

- 1 昭和 60 年 5 月 13 日付の「日本語教員の養成等について」(日本語教育施策の推進に関する調査研究協力者会議) 及び昭和 62 年 4 月 10 日付の「日本語教員検定制度について」(日本語教員検定制度に関する調査研究会) の両報告でそれぞれ示されているとおり、日本語教員には国際的感覚と幅広い教養、豊かな人間性、日本語教育に対する自覚と情熱、日本語教育に関する専門的な知識・能力などが求められている

こと。特に、日本語教育施設においては、その専任教員の採用に当たって大学の学部における日本語教員養成の主専攻課程又は副専攻課程を修了した者や日本語教育能力検定試験の合格者などの確保についての配慮が望まれること。

- 2 日本語教育施設における教育課程の編成に当たっては、現在、(財)日本国際教育協会及び国際交流基金が共同して実施している「外国人日本語能力試験」の級別認定基準の各項目を参考とすること。
- 3 日本語教育施設においては、その対象とする外国人の多くが、日本の事情等を十分に理解するに至っていない者であることを考慮し、生活指導を含め十分な配慮の下にその教育を行う必要があること。
- 4 日本語教育施設における1日当たりの授業時間数については、その対象とする外国人の主たる来日目的が日本語の学習であることを考慮して、適切に配当すること。

Ⅱ

参 考 資 料 編

